（事業者の皆様へ）

ー委託契約に関する留意事項ー

契約書の内容を正しく理解するとともに、特に次の事項をご確認ください。

契約全般について

北海道

契約区分

- 委託契約には成果物を求める**請負契約**と、一定の業務の執行を求める（**準**）**委任契約**があります
- （**準**）**委任契約**は業務に要した経費に応じて契約額の範囲内で対価が支払われるものであり、減額となる場合もあるので留意願います

再委託

- 再委託は禁止です

報告等の義務

- 業務を行う上で、事情の変更があった場合は、速やかに報告してください

調査等への対応

- 契約期間中に業務の処理状況に関し、公的書類等の関係書類の提出を求め、また、現地調査を行う場合があります

指名停止等

- 契約違反や不適切な行為があった場合、その内容によって一定期間、道と契約ができなくなることがあり、また契約の解除や損害賠償を請求することがあります

その他

- コンソーシアムの代表者は責任体制・管理体制・実施体制を明示してください
- コンソーシアムの代表者は構成員に対し、道との契約内容を十分に周知してください
- 「北海道職員等の内部通報制度」を設けていますので、詳細は道HPをご覧ください